

仙台市安全安心街づくり推進会議 令和元年度第1回会議 議事録

開催日時 令和元年8月19日(月) 10:00～11:45
開催場所 仙台市役所本庁舎2階 第一委員会室
(仙台市青葉区国分町三丁目7番1号)
出席委員 相澤雅子委員、板倉恵子委員、金政信委員、佐々木廣美委員、佐藤重子委員、渋谷セツコ委員、田中智仁委員、田村伸一郎委員、中島淳委員、原美香委員、伊藤宏明委員、白鳥保幸委員〔12名〕
欠席委員 金田情華委員、佐々木好志委員、保角博行委員〔3名〕
事務局 斎藤恵子市民局長、石澤健生活安全安心部長、佐藤秀生活安全安心部参事、沼田和之市民局参事兼市民生活課長、高橋昭太郎市民生活係長、黒川雅之自転車交通安全課長、内海明消費生活センター所長、門脇研二住宅政策課長、早川雅人住宅政策課主幹兼住宅政策係長、千葉伸治教育相談課主幹

議 事

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 協 議
 - ①仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組み状況について(平成30年度)
 - ②仙台市空家等対策計画の取り組み状況について
 - ③客引き対策について
 - (2) そ の 他
- 3 閉 会

配付資料

資料1-1: 仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組み
資料1-2: 「仙台市安全安心街づくり基本計画」における平成30年度の取り組み実績
資料1-3: 仙台市の刑法犯認知件数等の推移
資料2-1: 空家等対策の実施体制について
資料2-2: 空家等対策計画に基づく取り組み状況について
資料2-3: 空家特措法に基づく行政代執行等の実施について
資料2-4: 空家等への対応状況及び成果目標に対する改善の実績について
資料2-5: 空家対策リーフレット
資料2-6: 「空家の管理代行サービスのご案内」
資料2-7: 「空き家解体資金についてお悩みの皆様に」
資料2-8: 「危険な空家の除却費用を助成します」
資料2-9: 「令和元年度 空き家総合相談会(無料)」
資料2-10: 「住宅活用(売却・賃貸等)相談」
資料2-11: 「住宅活用相談 専門団体窓口」
資料3-1: 仙台市客引き行為等の禁止に関する条例の概要

- 資料3-2：仙台市客引き行為等の禁止に関する条例本文
- 資料3-3：客引き行為等禁止区域について
- 資料3-4：仙台市客引き行為等の禁止に関する条例リーフレット
- 資料3-5：客引き対策の取り組み状況等について（別紙有り）
- 参考資料1：外国人住民のための生活マナーマニュアル（各言語版・6種類）
- 参考資料2：「スマホ・ネットのトラブルに気をつけて」（チラシ）
- 参考資料3：仙台市自転車の安全利用に関する条例（チラシ）

1 開 会

○市民生活係長

委員の皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。
ただいまから、令和元年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議を開催いたします。

初めに、会議の成立についてでございます。

本日は、金田委員、佐々木好志委員、保角委員の3名より欠席の連絡をいただいております。
本日は12名の委員の皆様に出席をいただいております、「仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則」第4条の規定によりまして、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

続きまして、本日の資料について確認をさせていただきます。

委員の皆様には事前に資料を郵送でお送りさせていただいております。お送りした資料は、本日の会議次第、基本計画実績関係につきまして資料1-1から資料1-3、空家対策計画関係としまして資料2-1から資料2-11、客引き対策関係の資料3-1から資料3-5、以上の資料となっております。本日、資料をお持ちでない方はいらっしゃいますか。

また、本日、皆様のお手元に本日の席次表、最新の委員名簿、資料3-5別紙の最新版のもの、参考資料1「外国人住民のための生活マナーマニュアル（各言語版・6種類）」、参考資料2といたしまして「スマホ・ネットのトラブルに気をつけて」のチラシ、参考資料3といたしまして「仙台市自転車の安全利用に関する条例」のチラシ、以上6点の資料を配付いたしております。

それではここで、所属団体の人事異動などに伴いまして新たに本会議の委員として就任されました方をご紹介させていただきます。

仙台市PTA協議会副会長の伊藤宏明委員でございます。

○伊藤委員

どうぞよろしく願いいたします。

○市民生活係長

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策官の白鳥保幸委員でございます。

○白鳥委員

白鳥でございます。よろしくお願いいたします。

○市民生活係長

仙台市側の出席者につきましては、お手元の席次表をご覧くださいと思います。

それでは、ここからの進行につきましては、規則第4条の規定によりまして、金会長にお願いしたいと思います。

なお、会議の議事録を作成いたしますので、お手数ではございますが、皆様が発言される際には、お手元のマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

それでは、金会長、よろしくお願いいたします。

2 議 事

○金会長

それでは、これから、会長であります私がこの会議の議長を務めさせていただきます。

まず最初に、会議の公開・非公開ですが、非公開とする理由がありませんので、公開としてよろしいでしょうか。

－異議なし－

○金会長

続きまして、会議録についてですが、これまでの会議のとおり、会議録署名委員を指定し、事務局で作成したものを私と署名委員で確認を行い、会議録としたいと考えております。

前回は、相澤委員にお願いしましたので、委員名簿の掲載順により、今回は板倉委員にお願いしたいと思います。板倉委員、よろしいでしょうか。

－板倉恵子委員了承－

(1) 協 議

①仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組み状況について（平成30年度）

②仙台市空家等対策計画の取り組み状況について

③客引き対策について

○金会長

それでは、議事に入ります。

まず、(1) 協議の①仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組み状況について（平成30年度）につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○市民局参事兼市民生活課長

それではご説明申し上げます。まず、資料1-1をご覧ください。

仙台市安全安心街づくり基本計画は、資料にありますように、平成28年度から令和2年度までの5カ年の計画でございます。

基本理念は、「市民が安全で安心して暮らせる街仙台の実現」と、基本目標といたしまして、「1 防犯力を高める人づくり」「2 地域で支え合う防犯力の高い街づくり」「3 犯罪リスクを生み出さない防犯環境づくり」の3つを基本目標としております。

また、成果目標といたしまして、「特殊詐欺の発生件数の減少」「子どもを対象とした声かけ事案等の発生件数の減少」を掲げております。

各基本目標の詳細につきましては、資料のとおりです。

この計画に基づきまして、本市の安全安心街づくりに関する取り組みを進めているところであります。

続きまして、資料1-2をご覧ください。

こちらが、「仙台市安全安心街づくり基本計画」における平成30年度の取り組み実績です。

資料の構成につきましてご説明申し上げます。

先ほど申し上げました基本目標ごとに基本的施策が定められ、この基本的施策につきまして取り組み項目が複数定められております。取り組み項目ごとに、主な取り組みといたしまして、具体的に事業が設けられております。

今回は、この主な取り組みにつきまして、平成30年度の事業実績をご報告申し上げます。

時間の都合もございますので、全体ではなく、主な重点とされている項目、近年、取り組みを拡充している項目につきまして、ご説明申し上げます。

まず、3ページをご覧ください。

3番、【重点】特殊詐欺の被害防止のための取り組みでございます。

(1) 市民の防犯意識啓発としまして、主な取り組みの①ですが、ホームページや各種広報誌等におきまして、最新の手口についての啓発というものを行っております。

仙台市防犯協会連合会の機関誌「ニュー防犯せんだい」を2回、各4万1,200部を発行するほか、昨年度は市営地下鉄車両の全車両に「架空請求詐欺防止」のステッカーの掲示を1カ月間行ったところであります。

続きまして、次の4ページをご覧ください。

取り組み項目の(2)、特殊詐欺被害に遭わないための防犯学習機会の提供として、町内会、老人クラブ、加えて障害者福祉サービス事業者等に対して防犯の出前講座で直接お訪ねして、防犯に関するお話をする機会を106回、参加者2,745人の講座を実施しました。また、消費生活センターにおきましては、出前講座「くらしのセミナー」を36回実施して1,126名の参加、また、各地域の包括支援センターにおきましても、高齢者対象の防犯講座等を実施しております。

続きまして、4の【重点】子どもとその家庭の防犯力の強化・育成でございます。

(1) 子どもの安全対策としまして、①通学路や日常の遊び場等、どのような場所で犯罪が起こりやすいかを子どもに理解させ、犯罪から身を守る力を伸ばすことを目的として、「地

域安全マップ」づくりの支援を行っております。平成30年度は、「地域安全マップ作製マニュアル」を市内の小中学校等に計1,500部配布いたしました。

また、⑤小中学校と特別支援学校の児童生徒を対象とした防犯ブザーの購入費の補助を行いました。

また、⑥ですけれども、適切に被害防止が図られるよう、各小学校から学区内で発生した不審者情報等につきまして、発生の都度、学区内への一斉メール配信を行いました。また、この情報をもとに、学区内の児童館・保育所から保護者等に対して、必要に応じて注意喚起等の連絡を行いました。

続きまして、10ページをご覧ください。

同じく4の【重点】ですが、地域の連携による防犯ネットワークづくりの推進でございます。

(1) 地域連携による防犯施策の推進のために、①各区に安全安心街づくり推進協議会を置きまして、区民や各種事業者、関係機関等が連携し、環境美化活動やパトロール等の実施により、安全安心街づくりに取り組みました。

また、②ですが、各区におきましては、区ごとに1地区、安全安心街づくり活動推進モデル地区を指定しまして、その地域の特性に応じた課題の地域内での共有や、それに応じた取り組みの推進など、先導的かつ模範的な安全安心街づくりを推進いたしました。

続きまして、11ページにお進みください。

④ですが、毎年秋に全国的に実施される「全国地域安全運動」に合わせまして、「仙台市大会」を開催するとともに、各地域におきましても、各地域の安全運動出動式やイベントを実施し、防犯思想の普及啓発を行いました。

(2) 繁華街・歓楽街の対策です。

③中心部商店街・繁華街等の客引きの増加に伴う対策としまして、「仙台市客引き行為等の禁止に関する条例」を制定しました。また、市内中心部商店街・繁華街等の客引き対策に関しまして、地域関係者・警察等との客引き対策に関する協働の取り組みとしまして、条例制定に向けた地域関係者、宮城県警との意見交換会の実施、中心部アーケード内での客引き行為に対する警告放送や、商店街共通のポスター掲示の取り組みの支援、宮城県警「キャッチバスター作戦」や「客引きゼロ宣言」といった事業への支援、また、市内大学の学生指導担当と、客引き行為も含め、安全安心に関する意見交換会を実施いたしました。

続きまして、13ページをご覧ください。

1 迷惑行為等撲滅への取り組みとしまして、(1) 自転車の迷惑走行対策の一つとして、「仙台市自転車の安全利用に関する条例」を制定し、平成31年1月1日より条例を施行しました。本年4月1日で完全施行となっております。これに伴い、自転車損害賠償保険等への加入が義務づけられました。条例制定に伴い、広報物の作成・配布や街頭啓発の実施、説明会の開催等を行いました。また、損害保険会社等11法人与「自転車の安全利用の促進に関する協定」を締結いたしました。

続きまして、17ページにお進みください。

2 子どもの安全に配慮した環境の整備として、④不審者情報を多く寄せられている小学校や中心部の小学校に対する防犯カメラの設置を行いました。平成27年度より実施しておりまして、平成30年度は市内小学校5校に設置いたしました。

また、⑤通学路の安全確認につきましては、「通学路の安全確保に関する取組方針」に基づき、関係機関との合同点検を実施するとともに、「仙台市通学路安全推進会議」におきまして、過年度の合同点検により抽出した危険箇所への対応状況や対策の必要性について、協議を行いました。

今申し上げましたのは、主に交通安全の観点の点検でございまして、昨年度はこれに加え、新潟での事件を受け、防犯の観点による通学路の緊急の合同点検を、別途実施しました。また、学校の実態や行事等の計画に応じ、学校ごとに教員、学校防犯巡視員「仙台まもらい隊」、学校ボランティア防犯巡視員が通学路の見守りや安全点検を行いました。また、不審者情報や交通事故等の事案発生の際には、臨時に登下校の安全確保を行いました。

以上が、平成30年度の主な取り組みの状況でございます。

続きまして、資料1-3をご覧ください。

まず、仙台市の刑法犯認知件数等の推移でございます。

1 宮城県・仙台市の刑法犯認知件数の推移につきましては、全国的にも同様でございますが、17年連続での減少となっております。

資料裏面をご覧ください。

2つ目が、仙台市安全安心街づくり基本計画における成果目標に関する数値でございます。先ほど申し上げましたように、特殊詐欺の発生件数と、子どもを対象とした声かけ事案等の発生件数の減少を、成果目標としております。

まず、1. 市内の特殊詐欺被害状況です。

平成30年は、前年に比べ、被害金額・認知件数とも減少しました。認知件数のうち、いわゆる「架空請求詐欺」が6割を占めており、また、金額等も減少したとはいえ、依然として大きな被害が生じております。架空請求詐欺は、若年層も含めて幅広い世代の方が被害に遭っており、特に若者を対象とした啓発活動を今後実施したいと考えております。また、手口は新しいもの、あるいは次々と変化しておりまして、防犯出前講座等につきましても、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

なお、本年に入りまして、被害自体は引き続き減少の傾向ですが、架空請求詐欺に代わりまして、いわゆる「オレオレ詐欺」というものが大きな割合を占めているというように、状況が変化しております。

続きまして、市内の子どもを対象とした声かけ事案等の発生状況についてです。

こちらの方は、残念ながら前年に比べまして74件増加しており、5年前の2倍となっております。平成28年1月から、「子どもを犯罪の被害から守る条例」が施行されており、また、様々な重大な事案が全国的に発生していることもあり、通報も増えているということも一因と考えております。ただ、いずれにしましても、声かけ事案は重大な犯罪の予兆となり得るものですので、引き続き、県警や防犯協会と連携しながら、声かけ事案等の多発している地域の見守り活動を強化してまいりたいと考えております。

また、昨年度は防犯と交通安全を別途に合同点検を実施しましたが、今年度からは2つを併せて合同点検を実施し、文部科学省の「登下校防犯プラン」に基づく安全対策を推進したいと考えております。

子どもの声かけ事案の本年の状況ですが、幸い今年度前半は、今のところ減少に転じております。ただ、減少と申しましても、やはり平成25年と比べるとまだまだ多い状況でございます。今申し上げた取り組みを引き続き進めてまいりたいと考えております。

最後に、本日お配りいたしました参考資料につきまして、若干ご説明を申し上げます。まず、参考資料1としまして、「外国人住民のための生活マナーマニュアル」、各言語版・6種類を、本日お手元に配布しております。これは、日本語学校や専門学校を中心としまして、留学生の方、外国人市民が増えているということがございます。習慣・文化等が違うことによって、意図せずにトラブルに巻き込まれないように、という趣旨で作成したものでございます。易しい日本語を含め6種類作成しており、日本語学校等に配布しているほか、仙台市のホームページでも公開しております。

なお、ネパール語とベトナム語を選択した理由としましては、現在、日本語学校で多い出身国として、ネパールとベトナムが圧倒的に多いということがございまして、この2言語を選んだところでございます。

また、参考資料2は、スマホ・ネットのトラブルが相変わらず多い現状でございますので、これに関するチラシです。

最後の参考資料3は、先ほど申し上げました「仙台市自転車の安全利用に関する条例」の施行に際して、この条例の内容についてのチラシでございます。

説明は以上でございます。

○金会長

ただいま事務局から説明がありましたが、この件につきまして、委員の皆様からご意見などございましたらお願いいたします。皆様いかがでしょうか。ご意見はございませんか。

— 特に意見なし —

無いようですので、では次に、②仙台市空家等対策計画の取り組み状況について（令和元年度）について、事務局から説明をお願いいたします。

○市民局参事兼市民生活課長

それでは、引き続き、空家等対策についてご説明申し上げます。

まず、資料2-1をご覧ください。空家等対策の実施体制についてでございます。

平成29年3月に、本市におきましては、「仙台市空家等対策計画」を策定しまして、当計画に基づき、具体的な施策を進めているところでございます。

計画の推進体制ですが、担当局といたしまして市民局、都市整備局、区役所等が担当しております。庁内会議として、「空家等対策庁内連絡会議」等を開催し、課題解決の協議、進捗状況の確認を行っております。

また、この問題は仙台市だけではなく、様々な専門家団体との連携が重要という考えのもと、「空き家対策ネットワーク会議」というものを設けております。

(1)にありますように、専門家団体との情報共有、連携の強化を図るため、〔構成団体・機関〕のところがございますが、司法書士会以下、このような団体にご参加をいただいているところがございます。不動産関係団体、建築関係の団体、それから老人福祉施設協議会や金融機関等にも、ご参加をいただいております。

また、このネットワーク会議には、「住宅活用検討部会」を設けており、既存住宅の利活用に関する様々な問題について、協議しているところです。

本年、既にネットワーク会議は5月31日に開催されており、また、住宅活用検討部会も7月18日に開催しているところがございます。

また、進捗状況につきましては、庁内で取りまとめた後、本日、この仙台市安全安心街づくり推進会議にご報告し、ご意見を頂戴するといった仕組みとなっております。

続きまして、資料2-2をご覧ください。

仙台市空家等対策計画に基づく取り組み状況について、まとめたものがございます。

この計画は、平成29年からの5カ年の計画となっております。平成29年・30年は管理不全な空家の解消を重点的に進める期間としております。本資料は、この2カ年の実績と今後の予定について取りまとめたものがございます。

まず、(1)所有者等による自主的な改善を促す施策の実施でございます。

①でございますが、空家等への対策を分かりやすくまとめたリーフレットを作成しまして、空家等の所有者に対する助言・指導に活用しているところがございます。

本日の資料2-5として、リーフレット現物をお配りしております。

今後も、引き続き所有者等への働きかけや出前講座等で活用していきたいと考えておりまして、今年度も4,000部の印刷を予定しております。

続いて、②管理代行サービスの案内でございます。

所有者がご高齢、又は病気である、あるいは遠隔地にお住まいということで、空家を適切に管理できない場合に、その管理を業者に代行を依頼して管理するという様々な管理代行サービスが提供されているところです。ただ、このサービスを提供しておりますのは、警備会社、不動産会社、あるいはいわゆる便利屋と言われる方々、といったように、様々なサービスが様々な形で提供されておまして、これの利用を考えたときに、どういったものがあるのか、あるいはどのような相談先があるのかといったことが分かりにくい、という問題があったために、不動産関係3団体のご協力を得まして、相談窓口・サービス内容等々を案内するチラシを作成しております。本日は、このチラシを資料2-6として、配布しております。引き続き、区役所等の窓口や空家所有者の指導などでこの資料を活用していきたいと考えております。

また、③でございますけれども、こちらは空家等を解体するという場合に、資金面で問題があるという方が多いということで、解体に特化したローンをお持ちの商品をご紹介しますしております。仙台市内に本店がございます金融機関で、今申し上げましたようなローン商品があるものを一覧にして、チラシを作成しております。こちらは、本日の資料2-7として配布しております。こちらも、引き続き活用を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、2ページをご覧ください。

こちらは、④保安上危険となるおそれのある特定空家等の解体費の助成でございます。特定空家等は、管理不全な空家のうち倒壊等のおそれがあるなど、周囲への影響が重大なものについて、特定空家等と仙台市が認定し、指導している物件です。

集中対策期間の平成29年度、平成30年度に限りまして、特定空家等を除却する際の工事費の助成を行ったところです。実績としましては、平成29年度に申請が25件ございました。そのうち要件を満たしたものは18件でして、最終的に解体まで至り、補助を受けたのが15件です。事前申請と仮決定の差（7件）の多くは、管理不全な状態ではあるものの、特定空家等とは言えないといったものです。また、仮決定を受けたもののうち、資金面等々の理由により、3件ほど解体までには至らなかったところがございます。同じように、平成30年度は事前申請が30件で、仮決定が19件、最終的には18件が解体されたところがございます。

解体費の助成制度につきましては、平成30年度をもって終了しております。今後は、解体費の助成制度以外で、特定空家等の解消につなげるための施策の検討を行いたいと考えております。

⑤は、総合相談会の実施でございます。

これは、複数の専門家に一度に相談できる機会を提供するということから実施しております。相談員としまして、宅地建物取引士や司法書士、行政書士、建築士、税理士、法務局の職員の方にご参加をいただいております。

平成29年度は合計3回実施しまして好評だったことから、平成30年度からは2カ月に1回、奇数月に開催しております。今年度も同様に奇数月に開催をしております。また、広くこの総合相談会を認識していただくために、今年度は市政だよりに掲載するほか、市内の全町内会長宛てに案内チラシの配布を行いました。今年度は既に2回実施しております。1回目が、記載のとおり10組、2回目も7月28日に10組の皆様に、それぞれご参加いただいたところです。

続きまして、3ページにお進みください。

(2) 行政からの働きかけ、取り組みの強化でございます。

⑥行政指導・行政処分手続のより具体的なルール化・運用でございます。

管理不全な空家への指導等につきましては、各区・総合支所の担当課において進めております。担当課に対しましては、市民局市民生活課職員が、ヒアリングや現地調査への同行を行うなど、課題を全庁的に共有しまして、必要な対応の助言を行っております。また、毎月の進捗状況を集約しまして、進捗の管理や課題の把握を行っております。

今年度につきましても、定期的な巡回相談や意見交換を実施するなど、手続を進める上での課題等を把握・検討するとともに、他都市の事例等も含めまして、マニュアルの改訂等も行いたいと考えております。

⑦でございます。

相続放棄が行われること等により、相続人がいない物件が生じることがございます。こういった物件につきましても、いわゆる相続財産管理人が選任されていれば、当該管理人への働きかけを通じ、管理不全な空家の状態の解消が期待できます。

相続人が存在しない場合に、本市の税務部門において固定資産税等の回収のため、相続財産管理人の選任を行っている場合があることから、そういった物件があったときには、税部門への照会を行い、空家対策に活用しております。

今後の課題としましては、税務部門での対応が困難ということで、相続財産管理人が選任されていない物件につきましても、空家特措法に基づく選任ができないのか、といった点についても、検討してまいりたいと考えております。こうした場合の大きな課題としましては、相続財産管理人を選任する場合、管理人の報酬等の原資とする予納金を納める必要がありまして、なかなか回収の見込みが難しい、売却が難しい物件については、この点についてどういう形で解決していくのか、といった点も含めて、大きな課題であると考えております。

⑧相続等に関する職員研修の実施等でございます。

職員の資質向上を図るため、平成29年度は法務局の職員と司法書士を講師として迎え、相続制度や登記事項証明等に関する研修会を実施しました。平成30年度は、本市の資産税企画課職員を講師として迎え、固定資産税台帳等に関する研修会を実施しました。また、空家等の対策担当者会議を開催し、お互いが持っている改善事例等の紹介や課題の共有を行うなど、情報共有を行ったところでございます。

本年度も同様の取り組みを進め、知識の向上や所有者特定の手続の迅速化を図るため、様々な取り組みを進めていきたいと考えております。

続きまして、4ページをご覧ください。

こちらが、2 空家等の利活用の促進に関する事項でございます。

この空家の問題につきましても、管理不全に至ったものの問題の解決が一つの大きな柱でございますが、もう一つの大きな柱が、空家等の利活用を推進することにより、空家になる以前の既存の住宅の利活用を促進することで空家の発生を抑制していく、ということが重要と考えており、これをもう一つの大きな柱としているところでございます。

まず、(1) 利活用に関する相談体制の充実ということで、①空き家対策ネットワーク会議及び住宅活用検討部会におきまして、利活用に関する相談体制の構築の必要性について協議を進め、部会を構成いたします専門団体と「相談体制の構築に関する協定」を締結し、平成30年度から利活用に関する相談に対応しております。

本日の資料2-10をご覧ください。

こちらが、今申し上げました住宅活用(売却・賃貸等)相談のご案内のチラシです。相談の流れとしましては、本市の担当課の都市整備局住宅政策課にお電話をいただき、必要に応

じて市役所窓口にお越しいただくこともあります。お話をお伺いし、その内容に応じ、専門団体の相談窓口を紹介する、という流れでございます。

資料裏面をご覧ください。先ほど申し上げた協定を締結し、ご相談を紹介させていただいている団体の一覧です。相続、不動産売買・賃貸、土地・建物の評価、建物診断や改修に関する各相談先ということで、こちらの団体を相談内容に応じ、ご紹介しているところです。

それでは、資料2-2にお戻りください。②地域の主体的な取り組みに対する支援策の検討でございます。

地域主体のまちづくりの取り組みを進めている地域や、高齢者が多く集まる施設などにおいて、住宅活用セミナーとこれに合わせた相談会を実施しました。平成29年度は、太白区八木山地区を対象に、合計2回実施しました。平成30年度は、青葉区の中山地区と台原地区でございます。また、今年度は消費生活センターと共催で住宅活用セミナーを開催予定でございます。

(2)が、流通促進に関する情報提供の実施でございます。

③既存住宅の一定の質の確保でございます。

既存の集合住宅等の流通に関して、その質・耐震性も含め、質がどういったものかといったことを確実に明らかにしていくということが、流通促進に寄与するというところで、国においても、様々な制度等を設けております。これらについて、住宅活用セミナーや関連イベントなどの機会を捉え、情報提供を行っております。また、住宅の耐震化の取り組みにつきましても継続して実施しており、今後もこういった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

5ページにお進みください。④空家やその跡地の流通を促す税の特例措置の周知でございます。

国におきましては、相続した空家の流通を促進するため、譲渡所得特別控除制度を設けております。相続の発生により、空家となった土地と建物を譲渡した場合、3,000万円までの譲渡所得控除を行うというものでございまして、本市の事務といたしましては、物件が相続によって空家となった、ということの証明書(確認書)を発行することとございまして、この確認書を平成29年度は94件、平成30年度は125件発行しております。これまでは被相続人が亡くなるまで、相続開始まで家に住んでことが要件でしたが、老人ホーム等に入居していた場合も控除対象となったと今年度に要件緩和がございました。こういった点も、広く周知を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、3 空家等に関する啓発や適切な管理の促進に関する事項でございます。

①管理不全な空家等が多い地域、あるいは②の地域や関係団体との連携につきましては、先ほどご説明しました。また、③各種広報や出前講座等の実施ですが、ホームページへの情報の掲載や様々なチラシの配布、また、例えば河北新報社主催の「仙台圏・空き家問題」対策セミナーといった機会を捉え、様々な周知を行っていたところとして、今後も啓発活動を積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、6ページをご覧ください。

(2)狙いを定めた働きかけや相談体制の充実でございます。

④初期段階からの働きかけの実施ということで、各区役所戸籍住民課において、死亡届出時に今後の手続を一覧化したものを、チェックリストとしてお配りしております。管理不全な空家でなかなか問題が解決しないということの一つの要因に、相続手続が速やかに行われず、結果として問題が複雑化した、といったことが少なからず見受けられることから、相続手続をなるべく迅速に行えるよう、チェックリストに入れております。

また、施設入居、あるいは高齢に伴いまして様々な病気になることによって、建物の管理がうまくできなくなるといったことが見られることから、老人福祉施設協議会の会員施設や各地区の地域包括支援センターに、先ほどご説明した空家対策のリーフレットを配布したり、施設関係の研修会等にお邪魔し、この問題についてのお話をさせていただいております。研修会の実施先としましては、民生委員児童委員協議会や施設協議会、コミュニティーソーシャルワーカーの会議等に出向いてお話しております。

今年度も引き続き、こうした施設や団体等と連携をしまして、この問題についての周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

⑤時季を捉えた注意喚起の実施としまして、雑草・樹木の繁茂により管理不全となっているものにつきまして、一旦解消したのもこのまま放置しますと、当然ながら翌年には同じように繁茂しますので、一旦改善したものについて、翌年5月下旬から6月に所有者等に対し、今年度も適切な対策を講じていただけるよう注意喚起を行っております。一定の効果が見られたことから、今年度も実施しているところでございます。

続きまして、資料2-3をご覧ください。

こちらは、空家特措法に基づく行政代執行等の実施についてでございます。

管理不全な空き家は、基本的に所有者の方が適切に管理をしていただくということが、当然ながら本筋でございますが、特定空家等となり、周囲への影響が重大なものについては、これを放置しますと重大な事故等が発生するおそれがあることから、最終的に行政が所有者に代わって解体等を行うといった仕組みがございます。

昨年度は、2件実施いたしました。1件目は太白区向山の空き家として、昭和36年12月の建築で、20年以上空き家となっていたものと思われれます。実施期間としましては、平成30年12月10日から翌年2月15日まででございます。経過としましては、平成28年2月から特措法に基づく助言を行っております。この物件につきましては、それ以前からも様々な管理不全な点について指導しておりましたが、所有者等から特段の反応もなく、平成30年3月30日に特措法に基づき、改善の命令を行いました。

本市におきましては、空家特措法に加え、「空家等の適切な管理に関する条例」というものを制定しております。この条例では、空家特措法にない措置としまして、1つが応急措置というものを市が行う、という仕組みがございます。これは、例えばブロック塀が崩れそうであるとか、屋根の部材が飛散するおそれがある、といったような当面の危険に対しまして応急措置を行うというもので、本物件につきましても、4月20日に本物件に対し、部材等が飛散しないように網を張るといった作業を行いました。

資料を1枚おめくりいただきますと、写真を何点か載せてあります。太白区向山4丁目でございますけれども、左側の3番目の写真、「空き家（西側面：玄関側）」をよくご覧いただ

きますと、パイプが組まれ、網を張っております。これが応急の措置でして、写真の右側が隣地ですが、下に相当程度高低差があるため、万が一、隣地に部材等が落ちないように、網を張ったという応急措置を実施しました。

また、この条例ではもう一つ独自の制度を持っており、特措法に対する命令に対して従わなかった場合、氏名・住所を公表するという制度でございまして、これに基づき、本件につきましては、所有者の氏名・住所の公表を行いました。

続きまして、2番目の太白区秋保町長袋の空き家でございます。こちらは、建築年が不明です。相当古いもので、終戦直後なのか戦前なのか、よく分からない物件でして、空き家になって既に30年以上と想定されました。

こちらは、所有者を調査しましたが結局分かりませんでした。所有者が分からない場合に、空家特措法では、市町村が自らの費用で解体できるという「略式代執行」と呼ばれる制度を設けており、この制度に基づき、当物件については、12月20日から翌年2月1日まで、解体作業を行いました。

以上、2件について昨年度の実施結果でございます。

続きまして、資料2-4をご覧ください。

空家等への対応状況及び成果目標に対する改善の実績についてでございます。

1. 改善すべき管理不全な空家の案件数に対する年度別改善状況ですが、平成29年度は、特定空家等として47件の物件を助言指導しました。また、特定空家等以外で管理不全な空家として412件、合計459件が取り扱った件数でございます。この特定空家47件のうち、21件が改善しまして、年度末には26件が未改善ということで、翌年度引き続き対応したということです。また、特定空家等以外は、同じように412件を取り扱い、182件の改善と、年度末で230件が未改善となり、翌平成30年度も引き続き対応したところでございます。

平成30年度特定空家等に関しましては、52件を取り扱っております。従いまして、平成29年度末には26件の未改善がありましたが、これに加え、新たな案件が26件加わっております。合計52件対応しまして、このうち25件が改善し、平成30年度末で27件の特定空家等が未改善として残り、今年度に対応しているところです。

なお、各区・総合支所ごとの具体的な実績等につきましては、以下のとおりです。ただ、進捗状況について若干補足しますと、これは助言指導や命令等を行った回数ではなく、例えば特定空家等47件につきまして、年度末までにどこまで進捗したのか、助言指導「未」となっておりますのが、助言指導まで至らなかったもの。助言指導「済」については、助言指導までは行ったもの。同じように、勧告までは行ったもの、ということでございます。

続きまして、資料裏面をご覧ください。

2. 成果目標についてでございます。

目標値といたしましては、5年間で特定空家等の改善件数を55件、特定空家等以外の改善件数を500件改善するとしております。このうち、集中対策期間である2カ年で、特定空家等が40件、それ以外が250件ということを目指しております。

成果目標に対する改善状況ですが、特定空家等につきましては、2カ年で46件改善いたしており、集中対策期間の目標には達しております。同じように、特定空家等以外につきましても349件の改善となっており、集中対策期間の目標は超えております。

説明は以上でございます。

○金会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、皆様よりご質問及びご意見などございましたら、お願いいたします。

○渋谷副会長

とても大変なお仕事が始まったという感じがするんですが、やっとこの委員会でも話してきたことが実際に行われるようになって、少しずつそういう街の中の大変なことが改善されていけばいいな、と思いながら拝聴していました。

こういうパンフレットができたということもあって、いいなとは思ったんですけども、資料2-2にも書いてありましたけれども、市のホームページにも平成29年、平成30年と掲載したということで書いてありましたけれども、できればこのパンフレットに、「市のホームページから検索できるんだよ」というようなアドレスを載せるだとか、そのような説明がちょっとあったら、市民としては、もう少しアクセスしやすいのかなと思ったんですけども、その辺はどうなんでしょうか。これを見た限りは、何もそんな様子はなかったんですけども。そのところをちょっと教えていただきたいくて、もし無ければ、ぜひ載せていただきたいと思います。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございます。

今年度も、先ほど申し上げましたように4,000部新たに作成する予定でございますので、今ご提案があったことも含めまして、また、関係団体とも相談しまして、よりよいものになるように改善して作成したいと思っております。ありがとうございます。

○金会長

他にございませんか。

○佐々木（廣美）委員

佐々木です。行政代執行がよく分からないのでお伺いしたいんですけども、この2軒の撤去を、略式のほうは市町村が負担ということでわかりますけれども、行政代執行になったこの向山の分、511万円くらいのお金がかかったと。我々市民にすれば、この撤去分に市民の税金が使われるというのが一番問題なのかなと思っているのですが、この行政代執行の場合の511万円というのは、管理者に対して請求をやって、あるいは制度上やれないものなのか、それをちょっとお聞きしたいなと思いました。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございます。

行政代執行は、その名前のおりでございます。本来所有者に義務があるものを代わってやるということですので、費用については本来の義務者、本件に関しては建物の所有者が負担すべきものということです。当然ながら、本市としましては、所有者に請求を行っております。今後、費用の回収に向けて、必要な措置を進めてまいりたいと思っております。

○金会長

他にございますか。

無いようでしたら、では次に、③客引き対策について、事務局から説明をお願いいたします。

○市民局参事兼市民生活課長

それではまず、資料3-1をご覧ください。

改めまして、客引き行為等の禁止に関する条例の概要につきまして、簡単にご説明申し上げます。

本条例は、1 目的のところにありますように、市民の皆様が安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境を確保するという事で、仙台市が魅力と活力のある安全で快適な街となるようにすることを目的とした条例です。

2 定義のところをご覧ください。これが本条例において規制の対象としている行為でございます。「客引き行為」「客待ち行為」「勧誘行為」「勧誘待ち行為」の4つの行為を規制の対象としております。

「客引き行為」は、文字どおり、相手方をお客さんとなるように、例えば近づくとかいったことで特定し、店の客となるよう誘う行為でして、こういった行為をするために待つ行為を「客待ち行為」とします。例えば、路上で客引きの対象となるような者を探すために待つ行為というのが客待ち行為でございます。「勧誘行為」は、相手方が役務に従事するように、例えばキャバクラ等の店員にならないか、といったような役務に従事するよう誘う行為が勧誘行為でして、同じように、勧誘行為をするために路上等で待つ行為を「勧誘待ち行為」というふうに定義しているところです。

資料右上の、3 市・市民等及び事業者等の責務ですが、市の責務としましては、条例の目的を達成するために必要な措置、施策を推進すること。施策の推進にあたりましては、町内会や警察署その他の関係機関との連携を図るとともに、必要な協議を行い、又は協力を求めるものとするとして定義しております。これは、こういった安全で快適な街をつくっていくためには、行政の取り組みはもちろんですが、地域の皆様や警察との連携を図ることが非常に重要、ということで、この規定を盛り込んでおります。

4 客引き行為等禁止区域の指定ですが、市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境を確保する観点で、客引き行為等を禁止する必要があると認める区域を禁止区域として指定することとなっております。禁止区域の指定にあたりましては、

あらかじめこの「仙台市安全安心街づくり推進会議」の意見を聴かなければならないと規定しておりまして、昨年12月には、本会議を開催し、ご意見を頂戴しました。

5 禁止される行為ですが、禁止区域となった区域におきましては、客引き行為を行うこと、また、従業員や他人に行わせることが禁止される区域です。

続きまして、7 勧告・命令・罰則等ですが、これは禁止される行為となったものを行った場合の対応の流れでございます。右側のほうに流れが書いておりまして、違反行為がありました場合、市から「行わないように」という勧告を行い、勧告を受けたにもかかわらず違反行為をした場合は、「違反行為をしないように」という命令を行います。命令を受けたにもかかわらず違反行為をした者につきましては、5万円以下の過料と併せまして、氏名等の公表を行うことがあります。

また、8 報告の徴収等ですけれども、勧告、命令の実施に関し必要な限度において、違反行為を行った者や関連する事業者等への報告の徴収や立ち入り等を行うということです。

以上が条例の主な内容でして、資料3-2に条例全文を載せておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

資料3-3は、先ほど申しました客引き行為等禁止区域でして、地域の商店街や町内会等からの指定の要望があった区域につきまして、市として最終的に指定したエリアがこの区域です。いわゆる国分町全体、それから一番町四丁目商店街から仙台駅前までに至りますアーケードとその周辺、仙台駅前のエリア、ペDESTリアンデッキは全部指定しております。

資料3-4としまして、これまでご説明した内容についてまとめたリーフレットを作成しております。これを、関係する飲食店や大学等、関係箇所に配布し、周知を行っているところです。

続きまして、資料3-5をご覧ください。

1 これまでの経過ですが、本条例は昨年12月21日に公布、一部施行となりました。12月28日に客引き行為等禁止区域を指定し、翌年1月30日には、条例の説明会を開催しました。説明会は、午前中は大学や専門学校等の関係者の皆様、午後は地域の関係の方を含む、一般の方どなたでもご参加できる説明会として実施しました。この際には、自転車の安全利用に関する条例についても、併せてご説明しております。また、2月6日には、客引き行為禁止パレードを実施し、地域、警察とともに条例施行に伴う客引き行為等の禁止についての呼びかけを行いました。4月1日からは条例が全部施行され、違反者の取り締まりも開始したところです。

2 条例全部施行後の体制・主な取り組みでございますが、本市の体制として、主幹として県警からの警部の方の併任者を充て、責任者として対応しております。また、客引き行為等対策指導員、全員が警察官OBの8名の方を新たに任用しまして、街頭での指導を行っております。

また、地域、警察と協働した街頭パトロールの実施ということで、月2回、国分町地区を1回・中心部商店街を1回としまして、各40分程度、3者で客引き行為防止のパトロールを実施しております。

また、大学生向けのオリエンテーションの実施ということで、今年度、客引き行為だけではありませんけれども、防犯全般も含め、各大学にお邪魔しまして、新入生を対象に条例に関するお話しをするといったことを実施しております。東北学院大学と東北工業大学は、新入生全部に客引き行為等も含む防犯全般について、宮城大学と宮城学院大学には、客引き対策と自転車の安全利用に関するお話をさせていただいたところです。

資料裏面をご覧ください。

3 客引きの現状でございます。本日、お手元にお配りをいたしました資料3-5の別紙をまずご覧ください。

これは、「仙台市客引き実態調査について」というタイトルの資料です。

本市では、客引き行為の実態を把握するため、現在、毎月1回、職員が禁止エリアを回ります。客引きの人数のカウントを行っております。対象としましては、国分町地区と一番町4丁目から仙台駅前までのアーケードのエリアを対象としております。

まず1枚目のグラフは、国分町と一番町4丁目です。広い意味での「国分町地区」の状況でございます。1時間ごとに調査エリアを職員が回り、客引きと思われる者の数を数えていくという作業をしており、このグラフは18時台から21時台までの状況です。全体の傾向としましては、条例が施行されました平成31年4月12日は、前月に比べて大きく減少しましたが、5月になりますと、数が少し戻ってきており、以後、大きな変化は見られないといった状況です。ただ、以前のピーク時と比べますと、国分町地区も数的にはかなり落ちついている状況でございます。

資料を1枚おめくりください。こちらが一番町四丁目商店街を除く、アーケードの商店街と仙台駅前の状況です。同じように、4月12日に大きく減少しまして、多少数を戻しておりますが、国分町地区等に比べますと非常に落ちついた状況です。また、もともと人数自体もそれほど多くないというような状況です。現在、数的には余り変化がない状況です。

3枚目をご覧ください。この8月9日が、最新の調査です。グラフは過去のデータとの関係上、時間を21時台までとしておりますが、調査は現在23時台まで行われ、時間ごとに人数を記載しております。内訳としまして、これはあくまでも参考ですが、客引きは居酒屋、カラオケ、風俗というふうに分類しております。ただ、いずれも職員は外見から判断しておりますので、あくまでも参考ということでご覧いただければと思います。カラオケ店の場合ですと、ほぼ全員ジャンパーを着ているというのが特徴ですが、その他につきましては、やはり外見では見分けにくいというところがありますので、参考の値です。

時間的に見ますと、やはり21時台が非常に多くなっておりまして、特に国分町地区が風俗の客引きが多く増え、非常に大きな数となっているということが分かります。時間ごとに計っておりますので、例えば18時台にいた人が引き続き19時台にもいますと、当然カウントされます。合計も延べですので、770名の客引きがいるということではありません。ただ、多い時間ですと、21時台で全体として211名の客引きと思われる人がいる、という状況でございます。

以上が、客引きの現在の実態でございます。

資料3-5にお戻りください。(2) 苦情の件数です。

①仙台中央警察署への苦情件数です。これは禁止区域内での件かどうかは、別とお考え願います。仙台中央署に寄せられた件数でして、平成30年は822件で、前年より大きく増えております。本年に入ってから、件数は多少落ちついておりますが、やはり、かなりの数の苦情等が寄せられております。

②本市への苦情件数も増えており、6月までで39件寄せられております。苦情と書いておりますが、通報も含まれます。客引き規制条例ができたということもあり、「こういったところに客引きが多い」といったようなことも含め、本市等に様々なご意見が寄せられている現状でございます。

(3) 取締り状況ですが、7月末現在で勧告が197件、禁止命令が28件、過料決定が8件、氏名等の公表が3件という現状となっております。

私からの説明は以上でございます。

○金会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問及びご意見などございましたらお願いします。いかがでしょうか。

○原委員

よろしく申し上げます。原と申します。

今回のこの客引き対策の取り組み状況についてお伺いしたいんですけれども、前回、私、委員会を欠席させていただいて、ちょっと内容の把握ができていない部分もあるかと思うんですけれども、昨年度の第4回目の会議で私のほうで質問させていただいた件で、罰則等について質問させていただいたんですが、その内容について、今回、6月14日に、公表がされたと思うんですね。第1回目、初めてだったと思うんですけれども、その件、男性の住所と氏名が載ったということで、ネット上に、ホームページに掲載されたと思うんですけれども、その翌日に、新聞紙面に「違反者は大学院生」というふうな記事がかなり大きな紙面を割いて掲載されて、その大学院生だということは公表の中には入らなかったんですけれども、公表されなかった部分として、大学院生というふうに掲載されたものですから、本人の男性の大学名やら何やらが簡単に、今の時代ですのでネットで調べられて検索されてしまって、そこで、やはり今どきである「5ちゃんねる」とかに大きく、いわゆる炎上というような状態で彼がさらされてしまった状態になってしまったらしく、個人の状況がかなり大きく取り沙汰されたものですから、本人もSNS等を全て閉鎖してということで、私はその本人は存じ上げないのでどうなのかわからないんですけれども、就活、将来に影響を及ぼすような状態になっているのかなということがちょっと考えられるかなと思うんですけれども。

前々回の会議の際に私が質問させていただいたのは、事業者についての公表については、それは当然致し方ないでしょうということで理解も示していたんですが、例えば学生さんのアルバイトも多いと伺っていましたので、そういった学生個人のアルバイトについては、ある程度慎重な対応をお願いできるでしょうかということで質問させていただきましたら、刑法違反というほどのことではないので、ある程度そういった慎重な対応をしていきたいというお

答えをいただいたと思っていたんですけども、今回こういうことが行われている様子で、市民の安全に対しての条例について一定の理解を私は示しているつもりだったんですけども、今後ともこの件について、またちょっとご検討いただきたいと思って意見させていただきました。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございます。

まず1件目、公表の件で、確かに翌日以降の報道機関が、大学院生であるとか大学名等を報道したことは承知しております。これは、行政としましては、当然ながら一切答えておりませんので、独自の取材のようです。私どもにも確認の取材がありましたが、当然ながら公表は公表対象事項のみですので、それ以上は答えておりませんが、インターネットなどがあるものですから、何かご自分でホームページ等をお持ちになると、ある程度特定されてしまう場合もあるのではと考えております。また、住所につきましても、個人の方は公表は「大字」までとしており、住所の詳細までは記載しない対応としております。

公表にあたりまして、当然ながら学生のアルバイトも多いといったこともございます。客引きはかなり若い方々、10代後半から20代もう半ばまではいかない、という年齢の方がほとんどでございます。そういった状況ですが、他方で、今回の件も含めてですが、違反1回があったから公表するのではなく、大抵のものは口頭の指導がされ、その後に勧告、命令というステップが踏んだうえでの処分ですので、それにもかかわらず繰り返したということから、我々としては住所・氏名の公表はやむを得ないと考えております。

ただ、だからといって、先ほども申し上げましたが、客引きは10代後半の方もおり、未成年者につきましては、私どもとしても公表についてかなり慎重に考えなければいけないということで、基本的には未成年者について公表は差し支えるもの、と考えております。これは、刑事事件でも、未成年者は氏名が出ない、といったこととの均衡を考えますと、刑事事件等ではございませんので、そこは慎重に考えたいと思っております。

原委員のお話にありましたように、現在、若いかどうかは別としまして、氏名等を公表する影響は非常に大きい、ということは私どもも重々承知しております。その観点から、本条例におきまして、1回でアウト（公表）という極端なやり方ではなく、十分に指導した上で、（公表）ということにしております。特に命令まで至った者に対しては、次はもう過料、氏名公表ということになると伝えておりますが、残念ながら先ほどの件数をご覧いただきましても、客引き行為を繰り返すという者が一定いる、という状況です。違反者の今後の就職等への影響ということ等も確かに考えますが、他方で、違反を承知の上で繰り返し客引き行為をしたということですので、私どもとしましては、公表しないということは難しいものと考えております。

他方で、学生さんにつきましては、かねてより大学と連携して、客引き行為は住所・氏名の公表につながる重大なことになる、ということを理解いただくための働きかけということで、先ほど申し上げましたオリエンテーションにお邪魔し、ご説明しております。

条例施行から間もなく半年が経過します。昨年度に各大学との意見交換を実施しましたが、今年度も引き続き実施しまして、そもそも客引き行為を行わないように、また、客引き行為に

よる条例違反が決して軽いものではなく、本人が1回の違反で気がついて止めていただければ大丈夫なのですが、2回・3回続けるとより重大なこと（公表）になるといったことを周知したいと考えております。

○金会長

原委員、よろしいでしょうか。

○原委員

分かりました。

○金会長

ありがとうございます。ほかにご意見などはございますでしょうか。

○田中委員

仙台大学の田中でございます。

今も、大学生向けにオリエンテーション等を実施して啓発していくというお話でしたけれども、ここに挙がっていない大学の名前だと、例えば東北福祉大学さんとか東北大学さんとか、幾つかの大学が漏れていますけれども、これは何か事情があって漏れたのかどうかというところを教えてください。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございます。

これらにつきましては、大学側から申し出・ご相談があったということで実施しております。田中先生もご存じと思いますが、大学の新生のカリキュラムは、4月1日からオリエンテーションが始まる場合はかなり日程的に窮屈な状況ですので、我々の方からお時間をくださいということは、なかなか申し上げにくいということがあります。昨年の会合において、「ご要望があれば、客引きに限らず、様々な事項に関して行政側が出向いてお話ができますので、ぜひご相談ください」ということを伝えたときに、これらの大学から、「ぜひやってほしい」とご相談があったということでして、今年度の各大学との意見交換の際、再度ご要望に応じて機会を頂戴し、我々としてもそれにできるだけ対応していきたいということをお話ししたいと思っております。

○金会長

ありがとうございます。ほかにご意見などはございますでしょうか。

それでは、私からお聞きしたいんですが、客引き禁止のリーフレットについてですが、先ほども渋谷委員のほうから空家対策のリーフレットの話がありましたが、こちらのリーフレットには、例えば条例に関する問い合わせ先ということで、電話番号、FAXが記されているわけなのですが、昨今は、電話とかFAXというよりは、むしろメールを使ったりとか、そうい

った問い合わせ等も多くなっていると思うのですが、体制的な問題とか対応の問題等もあると思うのですが、少しご検討していただくということはできないものか、そのあたりをお聞かせいただきたいんですが。

また、仙台市のホームページ等にも空家や客引き等についても、かなり克明に書かれていますので、「もっと詳しく情報を知りたい方はこちらのホームページを見てください」とか、そういう情報も、せっかくですのでリーフレットに載せていただけたらありがたいかなと思いました。それを一つ、意見として言わせていただきました。

それからもう一つ、客引きに関しての対策については、ある一定の成果を上げているということでご報告をいただいたわけなんですが、本会議の委員として、名掛丁商店街振興組合の理事の田村委員がいらっしゃいますので、実際、そういった組合の立場で、現状として一定の効果が見られているのか、少しその辺のお話を伺いたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○田村委員

名掛丁商店街の田村と申します。よろしくお願ひします。今日はありがとうございます。

うちのほうの安住理事長が、いろいろ客引き対策のほうを一生懸命やっただきまして、その効果というのが出てきているのかなとは、現状は思っではいるんですが、実際、私も常に店のほうに立っているわけではなく、ただ現状で、今回、七夕の期間中に一日中、ずっと3日間立った現状の中で、やはり客引きというのはいるんですね。現状を見てみますと、やはり、先ほど言われましたように、これが、この人が客引きなのかな、この人があれなのかなという線引きがちょっとわからない現状なのかなと。例えば、今、私服でやっている方が多くて、なおかつパネルも大きなものではないんですね。小さな、こういったものを持って、何人かのチームを組んでやっているような現状が、私の隣のところがあって、少しそういった現状があるというところ。なおかつ、若い世代の方という形だったものですから、ものすごくこの客引きという、法令で定められたとなったときに、それが本当に周知されているのかなと、本当にわかっているのかなと。ただ、やはり、大学生とか若い子だと、お金が欲しいという、一番はそういった形の中で、どうしてもそれだけでやってしまうという現状、何回か私も注意はちょっとしたんですけども、なかなか大元からね、やはり学生とかバイトの方というのはお金が欲しい。そういった現状の中で、やはり、大元の方が現状でわかっていないと、なかなかちょっとこれはイタチごっこというか、そういった形の現状を3日間の中で考え深いものであったような感じがします。

先ほど、田中先生が言われたように、大学の中でオリエンテーションの時間帯がちょっと設けられないとなっていれば、やはり、こういったリーフレットとか、そういったものを置かせてもらって、とりあえず何らかの周知だけでもすることはできないのかなとは少し思っおりました。やはり、私の息子も大学生で、そこまで客引きとか新しい条例の中で、なかなか新聞も読まない時代になってきていました。そこまで自分たちが、自転車の安全利用も含め、そういったところでなかなか大学生ってそこまでのことができているのかなというところ、まだまだ、やはり二十歳というすみ分けはあるんですけども、二十歳になったら大人、10代だ

から大人じゃないというすみ分けではなくて、そのグレーなところの部分の中でも、やはりまだ少しそういった中で大人と子どもという形のすみ分けをしないでおくことが必要なのかなと思っているので、大学生とかそういったところを、今後はいろいろな部分の中で、一番バイトのときにしやすいといった部分はそういった学生とかになると思います。その辺は少し、何らかの形でリーフレットなり、大学の教授の方に、最初にちょっと一声、「こんな条例ができたよ」というところを言ってもらっているとか、なかなかできないかもしれないですけども、そういったところがあればなど、ちょっとしたことから進めるのが一番いいのかな、と思います。できる、できないじゃなくて、そういったところがいいのかなと少し思ったところがありました。すみません、長くなりまして。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございます。

まず、リーフレットの件につきましては、内容改定の際、実際にメール等で私どもへの様々なご意見が寄せられることが結構ございます。仙台市のホームページ上では、当課のEメールアドレスも公開しておりますので、今後、そのリーフレット改定の際には、今ご指摘のあったことも含めまして、対応していきたいと考えております。

それから、今、田村委員からもございましたが、現在、客引きを行う者、特にアーケード内の者は完全に私服で客引き行為を行っておりまして、案内プレートのようなものも持たない者も見受けられます。またスマホしか持っていないため、一見すると客引きかどうか分からない、ということです。

ただ、やはり我々から見ますと、同じような者がずっと区域内にいるということで、新しい者が次々と入ってきているかということ、そういう状況でもない。もちろん、一番町4丁目・国分町地区になると人数も多いのですが、その他の区域を見ますと、同じような、グループがいます。単独でいることはほぼ無く、グループが1つのエリア内で散らばっているという現状です。

彼らは、特にいつも区域内にいる者たちは、当然ながら市の条例のことは知っています。条例の存在を知った上でやっているということにして、今まで指導等を行って、確かに客引き行為の実行者の一部には条例がよく分かっていなかったという者も含まれますが、事業者も含めて、「条例の存在は分かっていたけれどもやっている」というような話で、周知という点で「条例を知らない」という可能性は低いと思います。

ただ、やはり客引き行為者、実行する側で特に若い方の場合、そこまでのこととは多分思っていない。経営者は、毎日の経営の話なので、そのような考えはあるでしょうが、客引き行為者の中には、そこまで深く考えていないのではないかとと思われる者も含まれるということが現状です。

私どもとしましては、学生への働きかけというのも大事ですが、そもそも事業者自体がその責任者・雇用主ですので、客引き行為者を見つけた場合には、必ず雇用主の店舗訪問をする。あるいは事後に経営者や経営の責任にあたる者に、必ずお話ししております。やはり、客引き行為者だけを取り締まっても、その者が辞めても新たに別の者がアルバイトとして入ってく

るというのは、よく言われていることです。学生への働きかけもいろいろと今後やっていきたいと思いますけれども、その者を使用している店舗あるいは事業者といった者に対する取り締まり・指導をきちんと実施していくことで、その結果として客引き行為に学生さんが関わることができるだけ減るように、ということは何行っていくかと思っております。既に店舗名も含めた公表というの、行っております。客引き行為者から店舗までたどり着くには、時間を要してしまうものですから、客引き行為者個人が最初に公表されてしまうという懸念はありますが、私どもとしましては、やはり客引き行為を行わせている事業者への指導ということが、最も重要と考えておりますので、そういったことを通じまして、若い方がちょっとした軽い気持ちで客引きを行ったことが結果的に公表という重大なことになる、ということをお認識いただき、指導件数が減るよう、頑張っていくかと思っております。

以上でございます。

○金会長

以上で予定された協議は終了し、(2) その他に入らせていただきます。

(2) その他

○金会長

委員の皆様や事務局から何かございますか。

○事務局

特にございません。

○渋谷委員

先ほどの客引きに関連したことなんですけれども、これから仙台市も外国から訪れるお客様とか、もっとどんどん増えると思うんですけれども、そういう方たちもやはり市民と同じように仙台市を楽しんでいてもらいたいために、やはり守っていかなければいけないだろうと思うんですが、そういう人たちのために何かそういうものを何か、どんな形で考えていらっしゃるのかということをお聞きたいのと、あと、ちょっとアイデアなんです、外国から訪れた方に、例えば仙台駅とか仙台空港などで、「客引きには応じません」みたいな、印籠みたいなものかどうかわからないんですけれども、何かカードを配って、言うのは難しいけれども、それだけ見せれば少しはセーフティな感じがするみたいなものを考えていただければいいかなと思いますが、今のところ、どんなふうにご考えていらっしゃるのか、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございます。

外国人の方、外国人のお客さんに対する客引きというのは、実は全国的に見ましてもほぼ見られない現状です。言語の問題がありますが、客を引こうとする場合、まずは交渉しなければいけないものですから、単に、例えば「チラシを渡す」ということでしたらできますけれども、そこまで語学力があるのかというと、そういったこともないので、ほぼ見られない状況です。

例外としては、東京都港区の六本木地区ですと、外国人の方が非常に多いので、外国人客を相手にした外国人の客引きの者がおります。この関係で、港区では、指導員を外部に委託しておりますが、語学力のある者、英語・フランス語ぐらいが話せる者を雇っている等があります。ただ、全国的に見ましても、例えば京都市のように外国人観光客が多いところであっても、居酒屋等に関しては、そのような話は聞いたことはないということです。

他方で、外国人が増えることによって、それほど問題にはなっていませんが、ドラッグストアの客引きというものもありまして、大阪市とか京都市ではインバウンドということで、大手のドラッグストアが中国語とか韓国語が話せる従業員を雇って、大々的に呼び込み風のことをやっております、それがしばしば「度を外れる」ということがあるということで、京都市などに聞いても、たまに指導することがある、ということを知っております。

本市におきましては、このインバウンドの方というのはそれほど多くなく、ドラッグストアも多少呼び込みなどをやっておりますけれども、それ程問題になっていないということがございまして、現段階では、大きな問題にはならないものと考えております。

ただ、もちろん状況は変化しますので、我々としても、今後注意深く見ていく必要はあると考えております。

以上でございます。

○金会長

他にございますでしょうか。

○田中委員

仙台大学の田中でございます。

今のお話に関連してなんですけれども、ポスターなんかを大きく貼ってしまうと、今度、景観を損ねるということもあるかもしれませんので、やはり、アナウンスですね。音声によるガイドのほうの方が大事なと個人的には思うんですけれども、特に、アーケード街中心になりますが、今、伊達政宗さんのほうでしゃべっていただいております、お客さんのほうにも、それに乗らないようにというところも含めての啓発を行っていただいているというのは、非常にいいことだと思います。

ただ一方では、どうしてもキャラクター的なしゃべり口調のせいもあるんでしょうけれども、ちょっと意識的に聞かないと、どういうメッセージなのかというのがいちいち耳に入ってこない部分もあるかと思っておりますので、特にインバウンドの方だけではなくて、地元の方にも浸透させるという意味では、ある程度バリエーションをつけて、さまざまなタイプのアナウンスを流すとかといった工夫があってもいいのかなと思います。

また、予算の関係もあるかもしれませんが、例えば地元であればサンドウィッチマンさんとか、羽生結弦さんとか、そういった仙台ゆかりの方の声でアナウンスをつくるといったようなことも検討してみてもいいかなと思いました。

以上です。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございます。

現在のバージョンを作成したときにそれが話題になり、単純にインパクトでつくと、結構口調が早口になります。これは勢いがついて良いのですが、いざ試聴してみると、これは聞き取れるのだろうか、という意見が出たため、少しゆっくりめの口調となっております。

実は、アーケード内の放送は、私ども市の製作ではなく、中心部商店街の皆様の製作ということで、確かに今あったように、聞く側のインパクトと、その中身がきちんと伝わるのか、というところでなかなか難しい部分があります。ただ、「分かりやすく、聞きやすい」となると、そのうち聞く側が気に留めなくなり、最終的に空気のようにになってしまうという懸念がございます。

いずれにしても、私どもも継続的にこういった取り組みをしていきたいと思っておりますので、今後商店街の皆様とご相談しながら、より効果のあるものの製作について、努力したいと思っております。

○金会長

他にございますか。

○各委員

(特になし)

○金会長

何も無いようでしたら、これにて議事は終了となりましたので、議長の職を解かせていただきます。皆様、円滑な議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

3 閉 会

○市民生活係長


金会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議を閉会とさせていただきます。

委員の皆様、長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。

令和元年 11月 15日

仙台市安全安心街づくり推進会議

会 長 金 政 信 

署名委員 板 倉 恵 子 